

辺野古沖における研修旅行中の船舶転覆事故を踏まえた教育旅行等の安全対策及び受入体制の整備を求める意見書

令和8年3月16日、名護市辺野古沖において、研修旅行中の生徒らが乗船していた船舶が転覆し、生徒を含む貴い命が失われ、複数の生徒が負傷する重大事故が発生した。

教育活動の場において、生徒を含む貴い命が失われたことは痛恨の極みであり、犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、負傷された方々及び御家族、関係者に心よりお見舞いを申し上げます。

本件事故では、海上活動における安全管理、船舶運航に係る法令遵守、学校、受入れ関係者等による事前確認、児童生徒及び保護者への説明、事故発生時の対応の在り方について、重大な課題が指摘されている。

もとより修学旅行、研修旅行その他の教育旅行における安全管理は、第一義的には当該教育活動を実施する学校及びその設置者が責任を負うものである。

また、平和学習を含む教育活動において社会的・政治的課題を学ぶことは重要である一方、学校教育においては、教育基本法第14条の趣旨を踏まえ、児童生徒が特定の政治的立場に基づく活動に参加したものと受け止められないよう、教育活動としての適切性が確保されなければならない。

しかしながら、沖縄県外から教育旅行等で訪れる学校が、沖縄県内で実施される体験型学習及び平和学習の内容、実施主体、体験活動に用いる設備等について、十分な情報を事前に把握し、安全性及び教育活動としての適切性を判断することには限界がある。

本市には「平和の礎」が所在し、全国から多くの児童生徒が訪れる平和学習の拠点の一つとなっている。沖縄県内における教育旅行及び平和学習の信頼を確保するためには、個別の学校や団体の対応に委ねるだけでなく、国、沖縄県及び関係機関が連携し、再発防止に向けた実効性ある取組を進める必要がある。

よって本市議会は、国、沖縄県及び沖縄県教育委員会に対し、それぞれの所管事項及び役割に応じ、下記事項について強く要請する。

記

1 海上体験を伴う教育旅行等の安全管理を徹底すること

海上体験を伴う教育活動について、気象及び海象条件に応じた実施・中止判断基準を明確化し、学校並びに受入れ団体等の関係事業者への周知を徹底すること。

2 船舶運航事業者等に対する指導・監督を徹底すること

船舶を利用する教育旅行等において、海上運送法その他関係法令上必要な許可、登録、届出等を欠く運航または安全管理上不適切な運航が行われることのないよう、船舶運航事業者等に対する指導・監督を引き続き徹底すること。

3 学校、児童生徒及び保護者への適切な情報提供を促進すること

体験型学習及び平和学習を含む教育旅行等の実施に当たり、学校が児童生徒及び保護者に対して、行程内容、実施主体、安全確保の措置、緊急時対応及び教育活動としての適切性を事前に説明できるよう、実施団体及び受入れ団体等が学校に対し必要な情報提供を行うことについて、周知・啓発すること。

4 本件事故の原因究明、情報提供及び再発防止に取り組むこと

本件事故の原因究明に必要な協力を行うとともに、判明した事実、明らかとなった課題及び再発防止に向けた取組について、適時適切な情報提供に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月22日

糸 満 市 議 会

あて先：沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長、文部科学大臣、国土交通大臣